

# 岡山県における有機無農薬農業への 15年間の取り組み評価と今後の推進課題\*

山本 晃郎

The Estimation of Organic Agriculture for Fifteen Years  
and the Future Problem to be Solved in Okayama Prefecture

Akirou Yamamoto

## 緒 言

1971年の日本有機農業研究会の結成に始まり、農業による環境汚染や人体への悪影響、食品公害が問題になったなかでの70年代の有機農業ブーム、またチェルノブイリ原発事故による放射能汚染や輸入農産物のポストハーベスト問題に端を発した食の安全性に対する社会的関心の広まりがみられた80年代後半からの有機農業ブームは、消費者の有機農産物への関心を次第に深めさせてきただけでなく、有機農産物の流通を特定の農家と消費者による小規模な産消提携という関係から、農家集団と生協等の消費者組織の関係へと拡大させた。また、同時に宅配等によって有機農産物を供給する専門流通業者や有機農産物を他の差別化商品と同様に集客手段の一商品として扱う小売業者の出現を促すことになった(富田、2000)。

その結果、消費者は特定の組織に加入することなく、以前に比べて容易に有機農産物の入手が可能になった。しかし反面、安全な食料品を求める消費者の増加を背景に、様々な基準をもつ有機農産物やその類似品が、いろいろな表示方法によって市場に出回ることになり、このことが逆に消費者の有機農産物に対する不信・不安感や混乱を助長することにもなった(保田・小川、1999)。

こうしたなかで、岡山県では88年から全国に先駆けて公的機関である県が一定の栽培基準を示し、それに従っ

て生産された農産物を有機無農薬農産物として認証する仕組み(以下、有機認証制度)をつくることで、独自に消費者の不信・不安感の払拭と有機農産物の供給に今日まで努めてきた。この間、国では92年の「有機農産物等の特別表示ガイドライン」の制定と96年の改正(以下、両者を併せてガイドライン)、2000年の「農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律」の改正(以下、有機JAS法制定)が行われ、特に後者によって有機農産物(表示)の基準が統一された。このことは、消費者にとって歓迎されることであったが、有機無農薬農業への取り組み先進県であった本県の有機認証制度は、それまでの仕組みの変更を余儀なくされるとともに、現場では有機無農薬農業に取り組む集団に有機JAS法への対応の決断を迫ることになり、多少の混乱もあったように思われる。

そこで、本稿では、本県における有機無農薬農業への15年間の取り組みを振り返り、その評価と有機JAS法制定の影響を検証するとともに、今後の推進上の課題を摘出する。

## 調査方法

本県における有機無農薬農業への取り組み経過や現状、仕組みについては、推進主体である県(農林水産部生産流通課)及び現在の有機農産物の登録認定機関(以

\*本報告の一部は2002年日本農業経営学会で発表した。

下、登録認定機関)である(社)岡山県農業開発研究所(以下、研究所)への聞き取り調査、並びに両組織が行っている既存資料から把握した。

一方、有機無農薬農業に取り組む集団への有機JAS法制定の影響については、本県高梁地方振興局管内で有機無農薬農業に取り組む7集団の代表者に対して、取り組み経過や有機JAS法への対応理由、今後の意向等を02年7月に聞き取り調査することで検証した。

結果及び考察

1. 有機無農薬農業の取り組み経過と有機認証制度の成果

(1) 取り組み経過

本県の有機無農薬農業の推進は表1に示すとおり88年に始まるが、それまでも伏線となる取り組みがあった。

まず、農作物の病害虫や雑草防除に画期的な効果をもたらす新農薬の開発・普及が進んだ高度経済成長過程で、生産者の健康管理と消費者への農薬残留のない農産物の供給を目的に、72年に県としての「農薬安全使用基準」を制定していた。また、84年の地力増進法の制定を機に、化学肥料偏重の栽培法を見直した有機質肥料による耕土の培養と、深耕・排水対策を併用した土壌管理の徹底を強力に展開していた。

次に、2回目の有機農業ブームが起こるなかで、87年に高齢者や婦人の生き甲斐対策として有機農業に関心をもつ生産集団に対して有機少農薬栽培を指導するとともに、「有機少農薬栽培の手引き」を作成・配布すること

で、その取り組みの県下全域への波及を図っていた。

以上の取り組みを経て、88年に「有機無農薬農業推進要綱」を、89年に「有機無農薬農産物認証要領」をそれぞれ制定し、有機無農薬農業集団(以下、認証集団)の育成と有機無農薬農産物への県の証票の貼付を内容とする事業を開始した(岡山県農林部生産流通課、1996)。推進事業名は、「有機無農薬農業集団産地育成事業(単

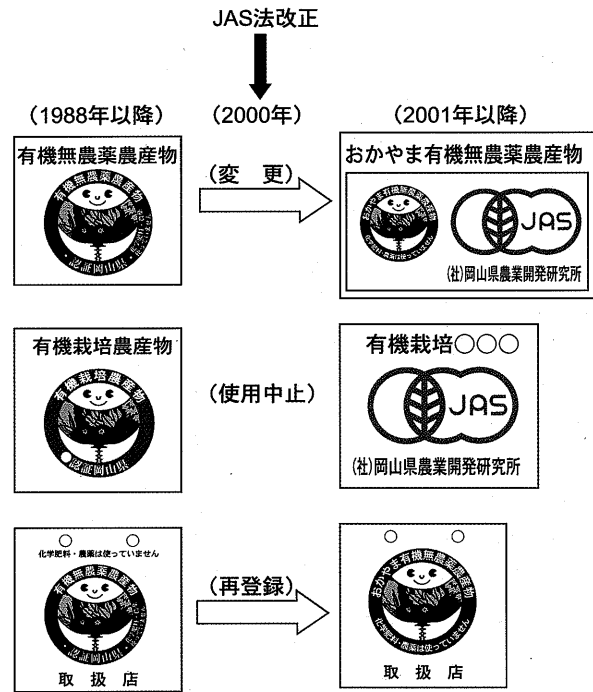


図1 岡山県における有機農産物関連認証マークの変遷<sup>a)</sup>  
a) 表1に同じ。

表1 岡山県における有機無農薬農業推進の系譜<sup>a)</sup>

1972年：農薬安全使用基準の制定	～安全な農産物の供給と農業者の健康管理を目的
84年：有機質肥料による土づくりと 深耕・排水対策による土壌管理の推進	～農地の忌地現象の回避を目的
87年：有機少農薬農業の推進 「有機少農薬栽培の手引き」の作成・配布	～高齢者の生き甲斐対策として実施
88年：岡山県有機無農薬農業推進要綱の制定 「有機無農薬農産物栽培指針」の作成・配布 有機無農薬農産物の展示即売フェアの開催	岡山県独自の有機無農薬農業の推進開始
89年：岡山県有機無農薬農産物認証要領の策定	
90～ 91年：全国有機無農薬農業シンポジウムの開催 展示即売フェアを毎年開催するほか、 栽培指針の改訂や懇談会を適宜開催	～推進気運の盛り上げ、先進県として全国へのPR
(00年：有機JAS法の制定)	
01年：(社)岡山県農業開発研究所が有機農産物認定機関に登録 県が「岡山有機無農薬農産物生産方針」を決定 (社)岡山県農業開発研究所が 「おかやま有機無農薬認定業務規定」を設定	～認定業務の開始(2月) 有機JAS法に基づく 岡山県独自の有機無農薬農業の再スタート

a) 岡山県農林水産部生産流通課及び(社)岡山県農業開発研究所への聞き取り調査による。

表2 岡山県における有機無農薬農業の推移<sup>a)</sup>

年	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000 <sup>b)</sup>	2001 <sup>b)</sup>
集 団 数	15	30	50	60	70	80	90	100	104	108	111	114	119	22
戸 数 (戸)	265	477	686	813	888	1,041	1,170	1,296	1,348	1,380	1,407	1,465	1,550	229
野 面 積 (ha)	20	40	61	75	89	108	121	133	138	143	147	145	147	27
野菜 出荷量 (t)	191	323	631	835	995	819	1,031	1,409	1,603	1,697	1,648	1,624	1,599	860
水 面 積 (ha)	2	6	12	15	22	30	34	42	66	75	80	86	88	27
水稻 出荷量 (t)	5	14	21	37	58	64	98	121	206	246	265	298	273	119
果 面 積 (ha)	2	2	3	4	4	4	5	5	6	7	7	7	6	4
果樹 出荷量 (t)	21	49	35	12	31	68	71	61	63	71	101	104	93	69
雑 面 積 (ha)	—	—	—	—	3	—	0	0	0	1	1	1	2	—
穀 出荷量 (t)	—	—	—	—	2	—	0	0	1	2	0	1	4	—
合 面 積 (ha)	24	48	76	94	118	142	160	180	210	226	235	239	243	58
計 出荷量 (t)	217	386	687	884	1,086	951	1,200	1,591	1,873	2,016	2,014	2,027	1,969	1,048

a) 岡山県農林水産部資料による。なお、2001年の「出荷量」欄は生産量である。

b) 2000年までは県の認証事業に基づくもの、2001年は有機JAS法に基づくものである。

県予算)」(以下、推進事業)である。具体的には、①栽培技術研修会の開催や展示圃の設置による作付推進と土づくり機械・施設等の整備に対する助成を内容とする集団産地育成事業、②研修会による有機無農薬農業推進者の資質向上と栽培指針の作成・配布を内容とする推進リーダー育成事業、③有機無農薬農産物であることの保証と販売ルート確保のための取扱い店の指定、展示即売フェアの開催による消費者啓発を内容とする認証及び消費者啓発事業の3本の柱であった。また、続く90年と91年には全国有機無農薬農業シンポジウムを地元で開催し、県下での取り組みに対する気運の盛り上げと全国での先進県としての本県をPRしていた。その後は、幾度かの事業名の変更は行ったものの、事業内容の大きな変更はせずに00年までは有機認証制度を維持してきた。

しかし、00年の有機JAS法の制定を機に、有機無農薬農産物としての保証を示す認証行為を研究所に移行するとともに、図1に示すようにそれまで使用していた2種類の証票(化学肥料・農薬を一切使用しない「有機無農薬農産物」マーク、県が指定した天然資材等の5つの農薬のみ使用できる「有機栽培農産物」マーク)のうち、「有機無農薬農産物」マークは有機JASマークとの併用に変更し、「有機栽培農産物」マークについては使用を中止した。また、本県の有機無農薬農産物の取扱い店として指定・登録していた小売店等(以下、指定店)に対しては再登録・指定を行った。

## (2) 有機無農薬農業推進の成果

県は、独自の有機認証制度によって表2に示すように00年には119の認証集団を育成し、栽培面積は243haとなった。認証集団は1集団当たり13戸、登録農地2ha、1戸当たり15.6aの小規模な集団である。また、作目別には野菜を主とする集団が多く、そのために野菜での登録面積

表3 岡山県における有機無農薬農業の拡大状況<sup>a)</sup>

年	1988(A)	2000(B)	2001(C)	(B)/(A)	(C)/(B)
集 団 数	15	119	22	7.9	0.2
戸 数 (戸)	265	1,550	229	5.8	0.1
野 面 積 (ha)	20	147	27	7.4	0.2
野菜 出荷量 (t)	191	1,599	860	8.4	0.5
水 面 積 (ha)	2	88	27	44.0	0.3
水稻 出荷量 (t)	5	273	119	54.6	0.4
果 面 積 (ha)	2	6	4	3.0	0.7
果樹 出荷量 (t)	21	93	69	4.4	0.7
合 面 積 (ha)	24	243	58	10.1	0.2
計 出荷量 (t)	217	1,969	1,048	9.1	0.5
取 県 内 店 (店)	14 <sup>b)</sup>	97	52	6.9	0.5
取 県 外 店 (店)	—	13	21	—	1.6
店 累計店舗数 (店)	14 <sup>b)</sup>	110	73	7.9	0.7

a) 岡山県農林水産部資料による。

b) 取扱い店の「1988年」欄は1989年である。

は全体の60%を、出荷量にいたっては80%以上を占めている。これは、①取り組みが家庭菜園をやや拡大する形の農家が多いこと、②多品目化によって労働分散と生産上の危険分散を図っていること、③販売に対する品揃えや継続出荷が他の作目よりも比較的容易であることが理由と考えられる。

本推進事業は、表3に示すように88年に265戸、24haであった有機無農薬栽培を13年間に戸数で5.8倍に、栽培面積で10.1倍に拡大、かつ県下一円に波及させたことから、希有な存在であった有機無農薬栽培を農家により身近な存在に位置付けた役割は大きかったと考えられる。また、本来ならば破棄されたであろう家庭菜園での余剰物の換金化や高齢者・女性の生産意欲の向上、ひいては農地の耕作放棄の防止や地域の活性化への寄与等、間接的にも本推進事業が果たした役割は大きかったと考えられる。

一方、指定店は表3、表4に示すように00年には88年の

表4 岡山県の有機無農薬農産物取扱い指定店の推移<sup>a)</sup>

単位：店

年	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001～02
県内店	—	14	11	—	10	15	10	6	12	6	6	6	1	52
県外店	—	—	—	—	—	1	—	3	—	3	3	3	—	21
累計店舗数	—	14	25	25	35	51	61	70	82	91	100	109	110	73

a) 岡山県農林水産部資料による。なお、2001～2002年の店舗数は有機JAS制定後に改めて登録した店舗数である。

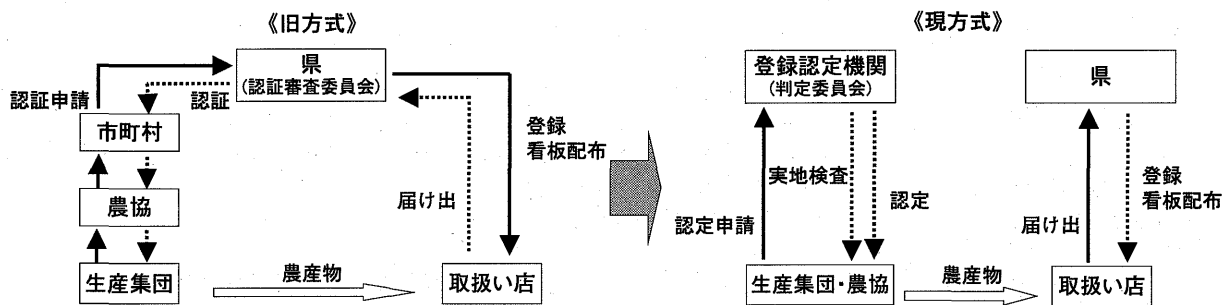


図2 有機JAS法制定前後の岡山県における有機無農薬農産物認証制度の仕組み<sup>a)</sup>  
a) 表1に同じ。

7.9倍に相当する110店を登録した。多い順に量販店44店、直売所30店、自然食品店12店、生協11店等となっており、量販店が全体の40%を占めた。また、県内だけでなく、関西圏を中心に県外にも指定店が広がっていた。そして、このことは本推進事業の柱の1つである取扱い指定店制度が、一般消費者に対しては有機無農薬農産物の購入機会の拡大に、小売店等に対しては店のPRと集客力の向上に、また生産者に対しては流通チャネル選択幅の拡大にそれぞれ役立ってきたことを示すとともに、県にとっても有機無農薬農業への先進的取り組み県としてのPRに大きく貢献したと考えられる。

### (3) 有機JAS法制定前後の有機認証制度の違い

全国の有機農産物認証への取り組み規範となった本県の有機認証制度は、次のような仕組みであった。

まず、図2に示すように認証を受けようとする集団が県に構成員の氏名と農地の登録申請を行い、県は別に組織する審査委員会の審査・報告を受けて登録・認証する。次に、登録された認証集団は、認証を受けようとする農産物の栽培計画書を県に毎年提出し、県も同様の手続きを経て計画を認証するものであった。また、生産期間中、審査委員会は認証した農家の栽培管理記録や現地調査を適宜実施し、その結果を受けて県は審査に合格した農産物についてのみ証票を交付するものであった。一方、認証された農産物の取扱い店として指定を受けようとする小売店等は、店舗ごとに県に届け出を行い、県は届け出のあった小売店等の有機無農薬農産物の販売に対する積極性や産地とのこれまでのつながり等を考慮し、

専用の看板を掲げるとともに有機無農薬農産物の販売コーナーを設置することを義務付け、取扱い店としての指定書を交付するものであった。

本制度の特徴は次の3点である。1つは、公的機関としての県の認証行為であり、有機無農薬農産物流通の成立条件となる生産サイドと消費サイドとの間にある「信頼・信用」の部分を「認証」という形で代替したことである。2つは、厳格な栽培基準の設定と農家の集団加入の義務付けである。特に、集団加入の義務付けは農家の結束を強め、生産意欲の向上と技術の相互研鑽に効果があっただけでなく、集団認証であるために仮に無意識であれ1人の不正行為が他の集団構成員への迷惑につながることから、構成員全員の栽培基準の遵守につながっていたと考えられることである。3つは、指定店での販売コーナーの設置と看板掲示の義務付けであり、前述したようにこのことは生産サイドの流通チャネル選択幅の拡大と有機無農薬農産物の消費拡大のPR、さらに消費サイドの購入機会の拡大に役立つものであったことである(山本、1992)。

次に、有機JAS法制定後の有機認証制度の仕組みであるが、基本的にはそれまでの仕組みを踏襲するものである。つまり、有機JASの証票を利用しようとする集団は、直接、登録認定機関に構成員の氏名や農地の登録申請を行い、登録認定機関は別途に設置する判定委員会の判定を受けて認定し、その後に計画に基づいて栽培された農産物に対してのみ新しい証票の貼付を許可するものである。また、構成員は、栽培基準の遵守や生産管理記録の

表5 現在（2002年8月時点）の岡山県における有機JAS認定状況<sup>a)</sup>

形態	作目	集団数	面積(ha)	主な品目 <sup>b)</sup>	生産量 <sup>b)</sup> (t)	主な販売先と販売割合 <sup>b)</sup> (%)
集団	野菜	16集団	19.0	トマト	860	卸売市場
				ニンジン		青空市
				ハウレンソウ		取扱店
				ネギ		生協
				タマネギ		消費者への直販
				ハクサイ		学校給食・病院
	水稻	16集団	28.5	コシヒカリ	119	米穀卸
				ヒノヒカリ		消費者への直販
				あきたこまち		取扱店
				山田錦		青空市
果樹	2集団	3.8	ミカン	69	学校給食	
			キウイフルーツ		取扱店	
その他	3集団	1.9	大豆		消費者との交流	
小計	23集団 (231人)	53.2			1,048	消費者への直販
個人	19人	11.0	野菜 9.5ha 水稻 1.5ha			
合計 <sup>c)</sup>	250人	64.2				

a) (社)岡山県農業開発研究所への聞き取り等による。なお、作目別集団数は重複集団があるために全集団数と一致しない。

b) 「主な品目」、「生産量」、「主な販売先と割合」については2001年実績である。

c) 上記以外に、(社)岡山県農業開発研究所以外の登録認定機関によって認定された個人6人がいる。

記帳・保管を行う一方、登録認定機関から委嘱された検査員による実地検査も受けるようになっている（岡山県農業開発研究所、2002）。

変更になった点は、①有機JASマークが法律の裏付けをもつ証票になったこと、②認定が集団だけでなく個人でも可能になったこと、③認定に伴う手数料と認定後の監査手数料（以下、両者を併せて手数料）が必要になったこと等である。この結果、県によって認証・登録されたすべての認証集団は、手数料を支払って再認定を受けるかどうかの決断を迫られることになり、指定店も取引相手である集団の動向によって県の再登録・指定を受けるかどうかの影響を受けることになった。

## 2. 有機無農薬農業の現状と有機JAS法制定の影響

### (1) 有機JAS法制定後の状況

現在の有機JAS法に基づく研究所による認定は、表5に示すとおり23集団（231人）と個人19人である。このうち、すべての集団は県がそれ以前に育成した認証集団であるが、小さな集団が合併して1つの集団として認定を受けているものが含まれるため、育成した集団数としては33集団であった。そして、他の登録認定機関の認定を含む合計256人の認定農家数は、現在のところ全国1位であり、有機農業への取り組み先進県としての位置付けは

表6 有機JAS法制定前後の岡山県における有機無農薬農産物取扱指定店の変化<sup>a)</sup>

		単位：店			
店舗の種類		2000	2001～2002		
			計	継続店	新規店
合	計	110	73	23	50
	量販店 <sup>b)</sup>	44	25	7	18
	農協Aコープ	7	—	—	—
	生協	11	17	10	7
	専門店 <sup>b)</sup>	6	17	—	17
	自然食品店	12	4	—	4
	直売所(含JAS)	30	10	6	4
(参考)	県内	97	52	21	31
	県外	13	21	2	19

a) 岡山県農林水産部資料等による。

b) 量販店には百貨店を、専門店には米穀店、青果卸、レストラン等をそれぞれ含む。

変わらない。しかし、これは直前の県の認証集団数に対して27.7%、農家数では16.5%に過ぎず、多くの認証集団が有機JAS法の認定申請を見送ったか、状況を見極めている状態にあった。この結果、認定された農地面積も直前の26.4%に減少した。また、これに伴って表6に示すとおり指定店も110店のうち再登録したのは23店、20.9%にとどまり、新規登録・指定の50店を加えても73店に減少した。

そこで、このように多くの集団が有機JAS法に基づく

認定を受けていない状況にあって、有機JAS法が集団に対してどのような影響を与えたのか、また各集団が有機JAS法制定を機にどのような対応をとったのかを次で検証した。

(2) 有機JAS法制定の影響と認証集団の対応

高梁地方振興局管内では、県の事業展開を受けて有機無農薬農業を積極的に推進してきており、00年までに13集団を育成した。また、この間、96年には管内の認証集団で構成する推進協議会を発足させ、技術情報の交換や先進地視察の実施、産地PRビデオの共同作成等に取り組み、管内での有機無農薬農業の普及に努めてきている。しかし、有機JAS法への対応は申請中の集団を含めて7集団(岡山県農林水産部生産流通課、2002)にとどまり、残る6集団は認定を見送るだけでなく、そのうちの3集団は高齢化を理由に組織を解散するというように対応が異なっていた。そこで、野菜を取り組みの主力とする7集団について、具体的にその理由等を表7でみた。

A集団は89年に認証集団となり、10戸、1.2haで家庭菜園を拡大する形で有機無農薬栽培に取り組んだ女性グループである。当初は、地元直売所やイベントへの参加による販売であったが、93年頃から指定店である自然食品店への販売が加わり、その後は指定店を主力取引先にしてきた。しかし、高齢化によって構成員は徐々に減少

し、有機JAS法の制定前年には7戸、0.8haに縮小し、続く有機JAS法制定を機に、さらに3戸が退会したため4戸の集団となっていた。有機JAS法への対応は、高齢化による申請手続の煩雑さや生産記録の記帳負担の増加、及び販売量が少ない状況下での手数料の負担を嫌い、取引先である自然食品店の了解を得て認定申請を見送っていた。

B集団は91年に13戸、1.0haで始まった認証集団であるが、A集団と同様に高齢化によって構成員の退会がみられた。しかし、1戸当たりの栽培面積を拡大させることで生産量の縮小を補ってきており、有機JAS法の制定直前には7戸、1.5ha規模、指定店である自然食品店を主力取引先に販売対応していた。有機JAS法の制定に際しては、取引先が認定を必要としなかったこと、及び記帳の面倒さを理由に申請を行うならば退会する旨を申し出る構成員が複数いたことから認定申請を見送っていた。

C集団は89年に認証された11人の女性グループである。結成当初から自給用野菜の余剰分を指定店である農協直売所で販売してきたが、構成員の高齢化とそれに伴う直売所への搬入の困難化を理由に退会者が相次ぎ、有機JAS法の制定直前に販売を続ける構成員は1戸と、事実上の解散状態にあった。そのため、有機JAS法の認定申請

表7 有機無農薬農業(野菜)集団の有機JAS法への対応<sup>a)</sup>

	県の認証時の状況			2000年の状況			2002年の状況				
	認証年次	登録戸数	登録農地面積	栽培戸数	作付延面積	付戸当たり面積	主な販売先	栽培戸数	作付延面積	有機JASへの対応と理由	主な販売先
A集団	89年	10戸	1.2ha	7戸	0.8ha	12a	自然食品店(指定店) 直売所 イベント	4戸 0.6ha 3戸(有機栽培中止)	×	①手続・記帳の面倒さ ②金銭負担 ③高齢化	自然食品店 直売所
B集団	91年	13戸	1.0ha	7戸	1.5ha	21a	自然食品店(指定店) 直売所・市場 イベント	7戸 1.0ha	×	①主取引先が必要とせず ②手続・記帳の面倒さ ③高齢化	自然食品店 一般業者
C集団	89年	11戸	1.0ha	1戸	0.2ha	20a	JA直売所(指定店)	1戸 5a (水稲のみ)	×	①高齢化 ②自給生産のみ	(販売なし)
D集団	92年	10戸	0.9ha	13戸	1.2ha	9a	JA直売所(指定店) 市場	31戸 4.0ha (女性グループ)	○	①主取引先からの要望 ②付加価値販売対策 ③物産のPR	百貨店・量販店(指定店) JA直売所(指定店) 生協(指定店)
E集団	92年	11戸	1.3ha	7戸	1.0ha	15a	JA直売所(指定店) 市場				
F集団	00年	26戸	1.9ha	11戸	1.8ha	16a	JA直売所(指定店)				
G集団	88年	17戸	1.0ha	5戸	2.5ha	50a	量販店(指定店) 自然食品店(指定店) 生協	5戸→4戸 1.7ha 1戸 (高齢による脱退)	○	①主取引先からの要望 ②付加価値販売対策	百貨店・量販店(指定店) 自然食品店(指定店) 生協(指定店)

a) 各集団への聞き取り調査等による。

は全く考えていなかっただけでなく、これを機に01年からは残る1戸も高齢化を理由に販売を中止し、自給生産だけになっていた。

D、E、Fの各集団は、同一町内の女性と高齢者を構成員とする認証集団である。92年と00年に認証された後は、指定店である地元の農協直売所と市場への出荷を続けてきたが、有機JAS法の制定を機に県内の百貨店から取引の話が入り、その百貨店の要望によって有機JAS法の認定申請を行っていた。その際、認定手数料の負担軽減を目的に3集団を1つの集団として申請していた。また、その後は以前の3集団が取引き先を棲み分けながら販売先を拡大させてきており、1人の退会者もでないばかりか、逆に加入を希望する者が現れるというように活気を呈していた。

G集団は、地元の直売所での販売を目的に兼業農家を中心とする17戸が集まって88年に発足した認証集団である。しかし、その後の直売所の閉鎖に伴い兼業農家の多くが退会し、00年には専業農家5戸の集団に縮小していた。ただ、5戸の有機無農薬野菜の生産意欲は高く、1戸当たり平均50aの圃場での生産を続け、県外の量販店等に積極的に販売を続けてきた優良集団であった。有機JAS法の制定に対しては、これまでの県の証票が取引き先に定着していること、及び取引き先も県の証票の継続使用を要望したことから認定申請を行い、取引き先との関係を維持させていた。

以上のように、有機JAS法への認証集団の対応は、主力取引き先からの認定要望の有無と構成員の高齢化程度を主たる判断基準にした対応となっており、組織の寿命をも左右したことを考慮すれば、有機JAS法の制定が各認証集団に与えた影響は大きかったと考えられる。

### 3. 有機無農薬農業推進のための課題

有機JAS法の制定は、119の認証集団のなかから手数料という経済的負担と増加した記帳という労力的負担がで、その負担以上にメリットを享受できる（あるいは負担をしなければ、それ以上のデメリットを被る）集団を選別することになった。また、その結果として残ったのが33集団であった。しかし逆に、有機JAS法の制定によって残る86集団は有機無農薬農業集団としての位置付けを失い、「信頼・信用」の裏付けであった証票の使用もできなくなった。

こうしたなかで、県では今後も有機無農薬農業の推進事業を継続することで、これまでに育成した集団の有機JASへの認定申請の誘導と新規に取り組む集団の育成、岡山ブランドのさらなる定着を図ることにしていた（岡

山県農林水産部生産流通課、2002）が、そのための課題も少なからずある。

第1は、担い手の高齢化への対応である。本県の有機無農薬農業は、表8に示すとおり収入の増大を有機無農薬農業に取り組む目的の上位に位置付けていないことから推察できるように、家庭菜園を拡大する形で取り組みが始まった集団が多く、その担い手は女性や高齢者が中心であり、集団構成員の年齢は当初から一般農家よりも相対的に高かったと思われる。そのため、有機JAS法の制定時には、多くの集団が担い手の高齢化問題により一層厳しく直面していたと考えられ、認定申請を見送った多くの集団の理由に高齢化問題があったことは容易に推察される。

したがって、集団の担い手の若返り対策が必要であるが、そのためには関心を寄せるニューファーマーや集団周辺農家への新規加入の啓発強化に加えて、新規加入者が直ちに栽培を開始できるように退会者の有機無農薬栽培圃場の適正な保全と彼らへの圃場の流動化促進が求められる。

第2は、減農薬農業への取り組み推進である。他県に比べて本県では、有機無農薬農業は農家にとって身近な存在になったとはいえ、県全体の農業粗生産額に占める割合は1%にも満たず、依然として点的存在である。しかし、多くの農家で有機物施用による土づくりの必要性や減農薬に対する関心は以前よりも高まってきている。

そのため、有機無農薬農業への段階的誘導を図るため、国のガイドラインに基づく特別栽培農産物の生産への取り組みを併せて推進することで、有機無農薬農業に向けたすそ野の拡大が必要と考える。また、こうした取り組みの広がりが、本県での環境保全型農業の推進にもつな

表8 有機無農薬農業(野菜)に取り組んで良かったこと<sup>a)</sup>(複数回答)

項目	回答率
安全な野菜が食べられること	35.9
野菜が美味しいこと	23.1
消費者などに喜んでもらえること	20.5
友人・知人が増えたこと	7.7
出荷ができ、収入があること	7.7
多品種の野菜作りができること	5.1
農薬を使わない(で農業ができること)	5.1
夫婦で(農業が)できること	2.6
老人の運動になること	2.6

a) 岡山市高松地区で有機無農薬農業に取り組む農家39戸へのアンケート調査(2000年実施)による。富田敬二「地域農業における有機無農薬農業の展開条件に関する研究」(平成12年度大阪府立大学修士論文)より引用。

表9 一般栽培と有機栽培の経営指標の比較<sup>a)</sup>

	ホウレンソウ (周年)			ハクサイ (露地)		
	一般栽培 (A)	有機栽培 (B)	(B)/(A)	一般栽培 (A)	有機栽培 (B)	(B)/(A)
収量 (kg)	1,500	1,300	0.87	10,000	7,500	0.75
単価 (円)	582	698	1.20	51	61	1.20
粗収入 (円)	873,000	907,400	1.04	510,000	457,500	0.90
経営費 (円)	476,187	481,646	1.01	341,291	353,341	1.04
所得 (円)	396,813	425,754	1.07	168,709	104,159	0.62
所得率 (%)	45.5	46.9	1.03	33.1	22.8	0.69
時間当たり所得 (円)	1,696	1,463	0.86	1,241	557	0.45
労働時間 (hr)	234.0	291.0	1.24	136.0	187.0	1.38

a) 岡山県農林水産部「平成12年度農業経営指導指標」による。

がると考えられる。したがって、現在、有機無農薬農業の推進に焦点が当てられている県の推進事業に加えて、新たに減農薬農業に取り組む集団に対するソフト・ハード両面からの支援（事業化）が求められる。

第3は、有機無農薬農業の生産性の向上と不安定性の解消である。有機無農薬農産物は、一般農産物よりも1～3割程度高値で取引されているのが主流であり、この点からは付加価値販売が可能な商品である。しかし、農産物価格全般の低下に伴って有機無農薬農産物の価格も下がっており、かつ表9に示すように収量性で一般農産物に劣るうえに労力を多く要することを併せて考慮すれば、必ずしも経営上有利な商品とは言い切れなくなっている。また、改善されてきたとはいえ、生産の不安定性は依然として残っている。そして、このことが本県の有機無農薬農業への取り組みが家庭菜園の延長から脱皮できない背景の1つになっていると推察される。

したがって、今後、有機無農薬農業の生産性の向上と不安定性の改善、及び省力化に向けた研究機関での試験研究の強化や現場での展示実証の充実が求められる。そして、こうした支援による改善等が有機無農薬栽培を経営の収益部門へと押し上げ、その成果が新たに有機無農薬農業に取り組む担い手の確保にもつながっていくと考えられる。

第4は、有機無農薬農業に対する経営安定対策の導入である。野菜における有機無農薬栽培は、一般栽培に比べて生産の不安定性が大きいにもかかわらず、水稻の共済制度や一般野菜の価格安定対策等のような所得補償対策は全く講じられていない。取り組みに対するリスク負担はすべて農家である。加えて、有機JAS認定に伴って手数料の発生と記帳負担の増加が加わったが、農産物価格が低下するなかではそれを容易に価格に転嫁することもできず、以前よりも厳しい状況になっている。

そのため、有機無農薬農業が環境保全型農業の先導的役割も担っている点を考慮し、彼らに対する国や県による経営安定対策の仕組みづくりが急がれる。

第5は、有機JAS法の認定に伴う経済的及び労力的負担軽減の検討である。まず、経済的負担については、本県の場合は手数料が他県に比べて相対的に低額に設定され、実地検査への検査員の旅費も手数料のなかに含まれる。しかし、それでも1戸当たり数千円～数万円の経済的負担が生じており、販売量の少ない農家にとっては無視できない金額である。一方、生産記録の管理については、現在、登録農地ごとかつ栽培品目ごとに使用資材名や量、収穫量、格付収量、廃棄量等をその都度記録するようになっており、県の有機認証制度の時に比べて大幅に記帳負担が増えた。そして、これらのことが集団に認

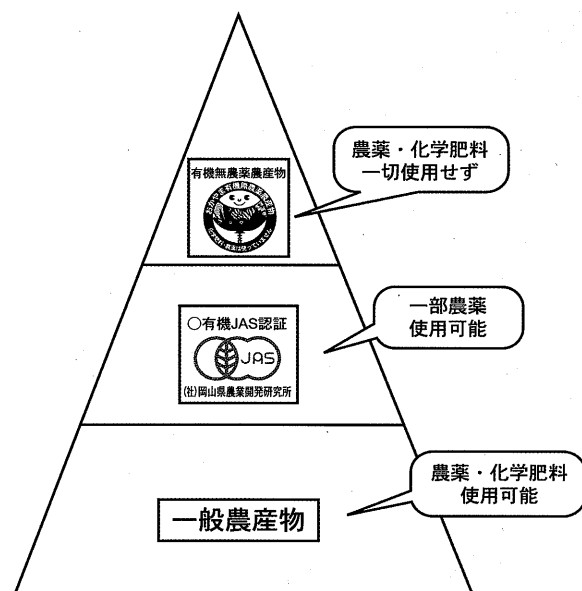


図3 岡山県における有機無農薬農産物の位置付け<sup>a)</sup>  
a) 岡山県農林水産部資料より引用。



定申請を躊躇させる要因の一つになっていた。

そのため、登録認定機関に対する県の経済的支援による手数料のより一層の低額化と、栽培記録様式の工夫による記帳の簡略化により、可能な限り農家負担を減らすための検討が望まれる。

第6は、岡山有機無農薬農産物ブランドの再構築である。有機JAS法の制定によって有機農産物は法的裏付けをもち、消費者に大きな安心感を与えた。しかし、このことは、公的機関が認証するという本県の有機無農薬農産物ブランドとの格差を縮めたことでもあり、岡山ブランドの相対的地位の低下が懸念される。

そのため、本県では図3に示すとおり有機農産物のなかでも無農薬栽培にこだわるとともに、図1に示したように有機JAS法の制定後も有機JASマークに独自のマークを併用した証票にした。また、指定店制度も残した。そこで、今後は、いかにして他県産地の有機農産物との違いを強調していくかが課題であり、より一層の指定店の拡大と即売フェアやポスター等による情報発信の強化が求められる。

第7は、登録認定機関の問題である。現在の登録認定機関である研究所は、本県の有機無農薬農業の実状を良く理解している機関である。そのため、前述のように農家負担をできるだけ軽減した手数料にするとともに、検査員の出張旅費の農家への別途負担も求めている。しかし、2名の職員を専属的に業務に当たらせている現在、その収入だけで採算をとるのは難しい状況にあるとされる。

そのため、仮に登録認定機関が県内になくなった場合、集団は有機JASの証票使用を中止するか他県の登録認定機関への再認定の申請を行わねばならず、大きな混乱が生じることになる。したがって、登録認定機関の業務運営の採算面を考慮すると、研究所に対して県だけでなく関係市町村や団体等幅広い組織からの支援が求められる。

以上、有機無農薬農業推進上の課題を7点摘出したが、本県におけるこれまでの推進は、担い手脆弱化の問題を抱えながらも生産・消費の両サイドに大きな貢献を果たしてきた。しかし、有機JAS法制定によって担い手問題が顕在化するとともに、農家への経済的及び労力的負担の増大や有機無農薬農産物としての岡山ブランドの地位の低下の懸念等、新たな課題も生じた。また、有機JAS法の制定は、外国から有機農産物が輸入されやすい環境条件もつくりだしたため、これまでの国内での産地間競争を国外を交えた競争へと拡大したとも考えられる。そのため、本県としては、これまで以上に有機農業の推進

強化を迫られており、今後より一層の奮起が期待される。

また、有機JAS法は、消費サイドに焦点を当てて制定されたものであり、それに対応させた生産サイドへの施策が欠けた状態にあり、このことが現場の混乱を助長したとも考えられる。そのため、既に県も要請しているが、国の生産サイドへの早急な支援策の実施が求められる。

## 摘 要

岡山県では、1988年の有機無農薬農業の推進開始から15年が経過するが、この間、2000年の有機JAS法の制定によって有機農産物（表示）の基準が統一されたため、それまでの本県独自の有機認証制度は仕組みの変更を余儀なくされ、現場では有機無農薬農業に取り組む集団に有機JAS法への対応の決断を迫ることになった。

そこで、岡山県における有機無農薬農業への15年間の取り組みの評価と有機JAS法制定の影響を検証するとともに、今後の本県での推進上の課題を摘出した。

1. 県の有機無農薬農業の推進の結果、有機JAS法の制定前には有機無農薬農業に取り組む農家は5.8倍に、栽培面積は10.1倍に拡大した。また、本県の有機無農薬農産物を販売する指定店は7.9倍に増大した。しかし、有機JAS法の制定によって、農家数は16.5%に、農地面積は26.4%に、指定店は20.9%にそれぞれ減少した。
2. 有機JAS法制定前の有機無農薬農業推進の特徴は、1つに公的機関としての県の認証行為、2つに厳格な栽培基準の設定と農家の集団加入の義務付け、3つに指定店での販売コーナーの設置と看板掲示の義務付けであった。
3. 有機JAS法制定後に変更になった点は、認証機関が県から有機農産物の登録認定機関である岡山県農業開発研究所に移行したことのほかに、①有機JASマークが法律の裏付けをもった証票になったこと、②認定が集団だけでなく個人でも可能になったこと、③有機JAS認定に伴う手数料及び認定後の監査手数料が必要になったことであった。
4. 有機無農薬農業に取り組む集団の有機JAS法への対応は、主力取り引き先からの有機JAS認定要望の有無と構成員の高齢化程度が主たる判断基準にされていた。
5. 今後の有機無農薬農業推進のための課題は、①担い手高齢化への対応、②減農薬農業への取り組み推進、③有機無農薬農業の生産性の向上と不安定性の解消、④有機無農薬農業に対する経営安定対策の仕組みづくり、⑤有機JAS法の認定に伴う経済的及び労力的負担

軽減の検討、⑥岡山有機無農薬農産物ブランドの再構築、⑦有機JASの登録認定機関の業務運営の採算面を考慮した幅広い組織からの支援の7点であった。

### 引用文献

- 岡山県農業開発研究所（2002）有機農産物JAS講習会説明資料その1，66p.
- 岡山県農林部生産流通課（1996）岡山県の有機無農薬農業について，65p.
- 岡山県農林水産部生産流通課（2002）おかやま有機無農薬農産物生産集団優良事例，19p.
- 岡山県農林水産部生産流通課（2002）平成14年度生産流通行政の概要，41-43.
- 富田敬二（2001）地域農業における有機無農薬農業の展開条件に関する研究（平成12年度大阪府立大学農学生命科学研究科修士論文），3-10.
- 山本晃郎（1992）岡山県における有機無農薬野菜の地域流通システム，小規模野菜産地の地域流通システム（藤島廣二・山本勝成編）．富民協会，東京，pp.69-88.
- 保田 茂・小川華奈（1999）有機食品の表示制度とJAS法改正，農業と経済，65（11）：82-91.